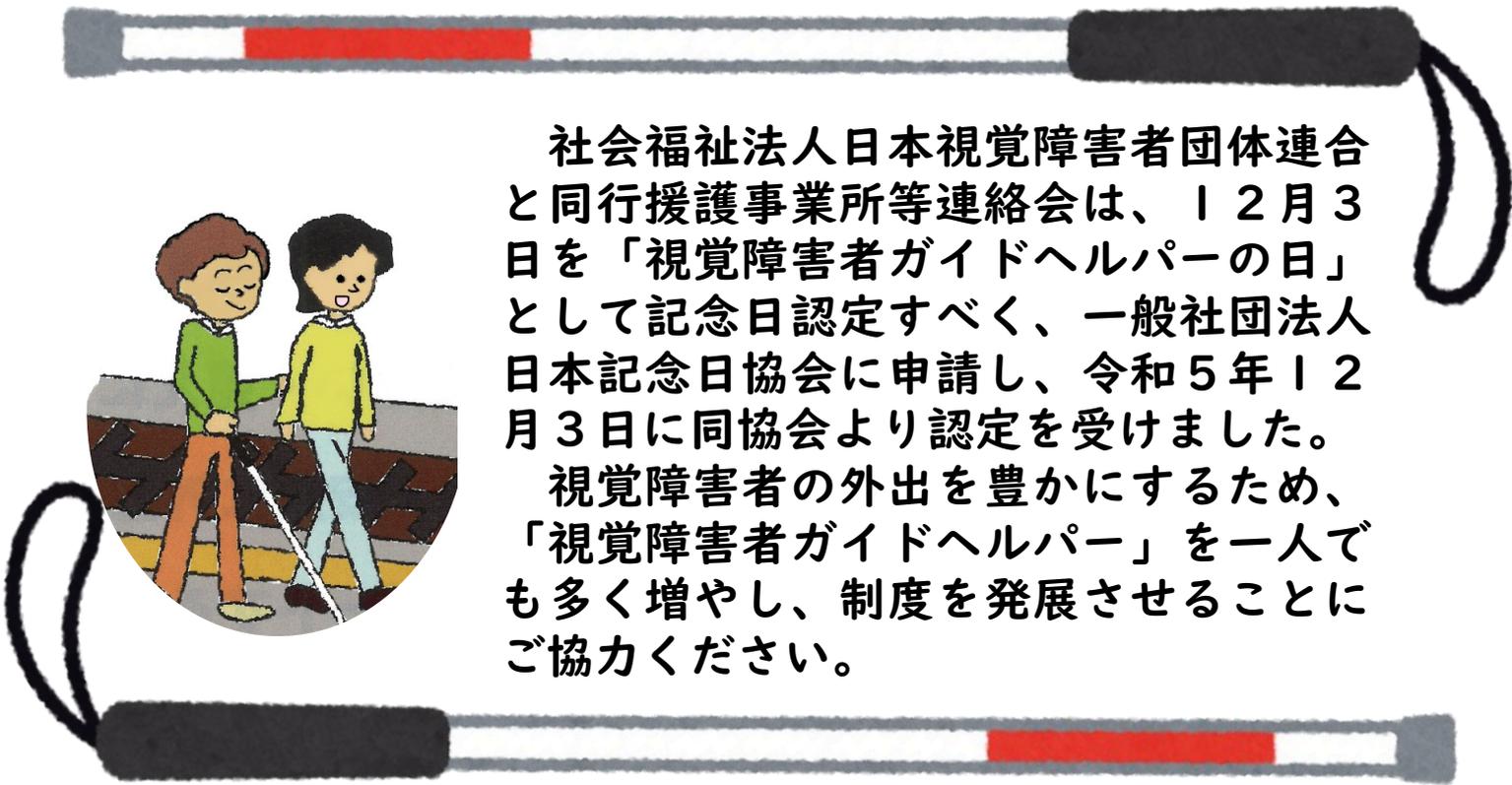


12月3日は

「視覚障害者 ガイドヘルパーの日」



社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
と同行援護事業所等連絡会は、12月3
日を「視覚障害者ガイドヘルパーの日」
として記念日認定すべく、一般社団法人
日本記念日協会に申請し、令和5年12
月3日に同協会より認定を受けました。

視覚障害者の外出を豊かにするため、
「視覚障害者ガイドヘルパー」を一人でも
多く増やし、制度を発展させることに
ご協力ください。

「視覚障害者ガイドヘルパーの日」を詳しく知りたい方は、
下記URL先の情報をご覧ください。

(右のQRコードからもアクセスできます)

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/231106-jimu/>



問い合わせ先 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

【組織部 団体事務局】

電話 03-3200-0011 (内線6) メール jim@jfb.jp

【同行援護事業所等連絡会】

電話 070-3206-5645 メール jim_doukouenngo@yahoo.co.jp

記念日「視覚障害者ガイドヘルパーの日」について

視覚障害者が安心安全に外出するための同行援護は、制度化されて10年が経過しました。その間、同行援護を利用する視覚障害者は拡大の一途を辿り、現在では視覚障害者の外出を保障する仕組みとして、白杖を利用した単独歩行、盲導犬を利用した歩行とともに最も重要な外出保障の手段となりました。

しかし、同行援護はまだまだ社会で広く知られているとは言えません。また、その担い手であるガイドヘルパーの不足が続いており、新たなガイドヘルパーの養成が喫緊の課題となっています。そうした課題を解決するためには、社会に視覚障害者の外出を支援するガイドヘルパーの必要性を広く周知することが重要です。同行援護の充実・発展によって、人と人とのつながりが広がり、その結果として視覚障害者の社会参加が促進され、共生社会の実現に結びつくことが期待できます。

そこで、同行援護を創設した改正障害者自立支援法が成立した日（平成22年12月3日）を踏まえ、12月3日を記念日「視覚障害者ガイドヘルパーの日」としました。また、同法の公布日（平成22年12月10日）を踏まえ、12月3日から10日までを記念週間としました。記念日及び記念週間を通して、同行援護等の視覚障害者の外出を保障する諸制度の理解を促しつつ、制度の更なる発展を目指し、さらに、その支援者たるガイドヘルパーの地位向上や人材確保も同時に目指すための活動を行っていきます。

令和6年度記念式典 ライブ配信のご案内

本年度も記念式典を開催し、同行援護功労者表彰の表彰式等を行います。ライブ配信は下記よりご視聴ください。

開催日 令和6年12月3日（火）
13時30分～14時30分

https://youtube.com/live/GyKF8JmGi_I



お住いの地域での問い合わせ先